

■現行計画の検証(旧野洲町)

参考1

基本方針	基本的施策	施策の展開	これまでの取組み状況	上位関連計画の位置づけ	改定計画への反映方針		
かけがえのない緑を守り育てる	法制制に基づく保全・育成		<ul style="list-style-type: none"> 三上山については風防地区に指定されており、建築物等に対する指導を行っているが、土砂の管理や青山法の適用が不十分。 自然公園区域、保安林区域は、滋養集積維持・管理を行っている。その他の森林については、森林法に基づいた保全や開発指導等を行っている。 保樹樹、保樹林は、現時点では指定実施はない。 新たな指定定や自然保護法を定める機会の整備・充実等は特に実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総計 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働による緑守の森の保全 ■都市マス <ul style="list-style-type: none"> 三上山、希望が文化公園等の丘陵地の保全・育成、レクリエーション機能の充実 三上山の風防地区、自然公園、保安林等による保全 三上山麓における野洲公園の整備 永源御殿跡の史跡指定と公園・緑地化 幸枝や長寿の緑林等の、地域住民の協力による適切な維持・管理 ■環境基本計画 <ul style="list-style-type: none"> 三上山の整備 生産森林組合との連携による森林資源の有効活用 ■景観計画 <ul style="list-style-type: none"> 景観重要樹木の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 三上山風防地区等の指定継続と適切な指導 保安林区域、自然公園区域の指定継続 森林法による指導等 三上山や希望ヶ丘公園周辺の保全、育成、レクリエーション機能の充実 三上山麓における野洲公園の整備 永源御殿跡の公園・緑地化 保護樹、保護樹林の指定検討 ■新規施策 <ul style="list-style-type: none"> 三上山の保全と整備 生産森林組合との連携による森林資源の有効活用 景観重要樹木の指定検討 ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 自然と相入れ合える機能の充実 		
	森林環境の保全・育成						
	夕日ヶ丘の適切な指導・誘導						
	かけがえのない緑を育てる	多自然型緑地整備		<ul style="list-style-type: none"> 自然環境に配慮した指導等の整備に関しては、専用河川東袈王井川の一部区間でかこマット工での施工を実施しているが、維持管理面での問題、近年の集中豪雨等による災害対策の観点から、河内川の渡架や治水の整備が多、その他の整備についても多自然型緑地の整備が重要であり、多自然型河川、河川沿いの河原林の復元、堤防の緑化等が実施していない。 また、地域の防災や河内川への治水も必要であり、治水工事上、河川の緑化や河原林の復元、河川沿いの河原林の整備等も実施している。 野洲河川公園、野洲川ふれあい広場の整備を行っている。野洲河川公園、野洲川ふれあい広場以外の区域内は河川管理者(国)により保全が行われている。 家津川緑地は河川管理者(県)により保全が行われている。 旧野洲川には、改修事業が実施されており、この事業の中で緑化が優先にされた「環境整備」の取組みが実施されている。旧野洲川緑地をコアとして、河川沿いの緑化の整備が毎年実施し、緑の回復を行っている。 ため池については、農業ため池として整備されれ水は蓄えられているが、観水空間整備としての整備は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総計 <ul style="list-style-type: none"> 多自然型の整備手法などを取り入れた河川改修、多様な生態系がはぐくまれる空間となるような水田・農業排水路などの整備 ■都市マス <ul style="list-style-type: none"> 野洲川緑地、吉川緑地、家津川緑地の維持・管理 河川沿いに自然に配慮した整備 ■環境基本計画 <ul style="list-style-type: none"> 多自然型の川づくり 野洲川沿いの森林保全と市民による森づくりの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 野洲川緑地、吉川緑地、家津川緑地の維持・管理 見直しを検討する施策 多自然型の緑地整備や河原林の復元 ため池の観水空間の整備 	
		水辺環境の保全・創出	河川における観水性の確保				
		ため池の観水空間の整備					
		田園環境の保全・活用	優良農地の保全		<ul style="list-style-type: none"> 優良農地は、農業振興地域の整備に関する法律と多面的機能付与交付金制度により対応している。市・町区部で市街地近隣を農地として活用している。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 優良農地の保全 市街地内、又は市街地近隣農地の観光農地、農具農園としての活用
		観光農園・農具農園等の検討					
触れこみ緑を育てる	史跡の保存・活用	法的な保存	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月に、永源御殿跡が国史跡に指定され、竹木伐採・整理・処分・除草等を実施している。 多自然型河川公園、その他の主要古墳群の公園化については、史跡大谷山古墳群の整備は完了している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市マス <ul style="list-style-type: none"> 大谷山古墳群等史跡や御上神社、大徳院神社、兵主神社、錦神社、永源御殿跡などの歴史的資源周辺の緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 永源御殿跡の竹林等の管理 永源御殿跡周辺の公園緑地化 		
	緑守の森の保全	公的な保全	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では保護樹、保護樹林の指定実施はない。 地元自治会単位で社寺の維持管理を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 保護樹、保護樹林の指定検討 地域が主体となった維持管理 		
	地域が主体となった維持・管理	公的な保全					
	都市公園の整備	都市公園の整備		<ul style="list-style-type: none"> 都市公園については、特に新規整備は実施していない。また、地区公園への格上げ等の見直しについても実施していない。 身延公園、広場、緑地の保全や計画的な整備 地区住民や市民団体などと連携した公園・広場の管理・美化 	<ul style="list-style-type: none"> ■総計 <ul style="list-style-type: none"> 身近な公園、広場、緑地の保全や計画的な整備 地区住民や市民団体などと連携した公園・広場の管理・美化 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備 地区住民や市民団体などと連携した公園・広場の維持管理 	
都市公園の適正配置							
暮らしの中に緑をこよす	身近な公園・緑地の整備推進	公園の適正配置と改修	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園については、特に新規整備は実施していない。 各自治会が地域ふれあい公園の維持管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市マス <ul style="list-style-type: none"> 高級住宅街や郊外の集落地における広場の整備・充実 新たに整備する住宅地を中心にした公園の整備 市街地における高齢者や障がい者、幼児・児童等の世代を越えた交流の場となる公園や緑地の整備 高級住宅街公園の整備 野洲川遊歩道の維持・管理 野洲川河川公園の整備・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 近距離公園の整備 大規模公園の地区公園化 その他主要古墳群の公園化 		
	身近な公園・緑地の整備推進	公園の適正配置と改修					
	身近な公園・緑地の整備推進	公園の適正配置と改修					
	身近な公園・緑地の整備推進	公園の適正配置と改修					
暮らしの中に緑をこよす	道路緑化の推進とポット・バグ等の整備	道路緑化の推進とポット・バグ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全性やバリアフリーの観点から、緑化スペースを確保することは現実的には困難であり、道路の緑化は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総計 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等での優先的な緑化推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の緑化 		
	道路・公共施設等の緑化推進	特徴を活かした公共施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設については、園内からの景観・遊楽に配慮した緑化とともに、特に自然が体験できる環境を整備している。生活の緑地等を通じて児童・生徒が自然の大切さを理解できる緑化が施設敷地内に存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市マス <ul style="list-style-type: none"> 道路緑化や工場外部部の緑化推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■新規施策 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の優先的な緑化 		
	道路・公共施設等の緑化推進	特徴を活かした公共施設の緑化					
	小学校グラウンドの機能充実			<ul style="list-style-type: none"> ■環境基本 <ul style="list-style-type: none"> 河川緑地、農村公園、児童遊園などの緑地保全と植樹、花壇整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の優先的な緑化 新規の道路緑化 		
	小学校グラウンドの機能充実						
	周辺と調和した住宅緑化の促進と維持管理の充実	周辺と調和した住宅緑化の促進と維持管理の充実		<ul style="list-style-type: none"> 野洲市開発行為等に関する指導要綱における緑化基準に基づき適切な指導を行っている。建築協定については、相談等があった場合は適切な助言を行っている。 地区計画において、公園・緑地の整備方針や、かき・さく等について基準を設けている。 新築に開発される場合や、敷地拡充の際には市環境条例の緑化規定を適用している。 工場については、工場立地法に基づく指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市マス <ul style="list-style-type: none"> 道路緑化や工場外部部の緑化推進 ■景観計画 <ul style="list-style-type: none"> 敷地の緑化、敷地内樹木の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 開発指導要綱による指導 建築協定、地区計画等による緑化助言 ■新規施策 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の優先的な緑化 	
	住宅地・工場の緑化促進	工場緑化の指導・誘導					
	工場におけるオープンスペースの確保誘導						
緑とふれあいの緑を楽しめる	レクリエーション機能の充実	既存施設の充実促進	<ul style="list-style-type: none"> 県立希望ヶ丘公園と独立富山富士花緑公園における施設について、多世代のニーズに対応できる環境を整備している。 公園の創り・環状した整備と探生歩道公園、宗生の森林史公園の整備を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備 希望ヶ丘公園の施設充実 ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 自然・歴史を活かした施設の整備(整備済みのため) 		
	レクリエーション機能の充実	既存施設の充実促進					
	レクリエーション機能の充実	幅広いニーズに対応できる公園・緑化の適正配置					
	自然・歴史を活かした施設の整備						
	自然・歴史を活かした施設の整備						
	自然の景観要素の保全	自然の景観要素の保全	<ul style="list-style-type: none"> 景観地区内の建築物等に対する指導、自然公園条例、森林法による対応をしている。 「新築」に開発される場合や、敷地拡充の際には市環境条例の緑化規定を適用している。 緑化重点地区の指定は行っていない。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 三上山風防地区等の指定継続と適切な指導 保安林区域、自然公園区域の指定継続 市街地条例による工場等の緑化指導 緑化重点地区の指定 		
	緑による景観形成	市街地における特色ある都市景観の形成					
	周辺景観と調和した工場の緑化						
緑でまちをまもる	震災・火災に対応する緑の確保	震災・火災に対応する緑の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「下の川原緑地・下の新緑地等の緩衝緑地について維持管理を実施している。 地域防災計画に避難緑地として位置づけられた施設の緑化は実施していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 緩衝緑地の維持管理 ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に位置付けられた施設の緑化→公共施設の効率的な緑化と統合 		
	震災・火災に対応する緑の確保	震災・火災に対応する緑の確保					
	避難地・避難路の確保	1次元的避難地となるオープンスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> 県立希望ヶ丘公園と野洲川河川公園について、防災拠点として位置づけられたが、防災機能を充実させることは実施していない。 歩行者空間の充実については、県道野洲停車場緑地でバリアフリー化工事等に取り組んでいる。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点における防災機能の充実 ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 歩道の緑化 		
	避難地・避難路の確保	歩行者空間の充実					
緑をつなぐ	施設を意図した道路緑化	施設を意図した道路緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路緑化については、バリアフリー対応を優先しており、緑化スペースの確保は実施していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 野洲川緑地、吉川緑地、家津川緑地の維持・管理 ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 新規の道路緑化 		
	緑のネットワーク形成	河川を活かしたネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮した緑の保全・創出については、専用河川東袈王井川の一部区間でかこマット工での施工を行っている。 				
	緑のネットワーク形成	河川を活かしたネットワーク形成					
	ビोटープネットワークの形成	生態系に配慮した緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 専用河川東袈王井川の一部区間でかこマット工での施工を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 多自然型の緑地整備や河原林の復元 		
	ビोटープネットワークの形成	生態系に配慮した緑の保全・創出					
	旧街道のイメージアップ	旧街道のサイン計画	<ul style="list-style-type: none"> 旧街道のサイン計画は実施していない。 青い川敷前、野洲小学校前のポットパークの整備を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ■見直しを検討する施策 <ul style="list-style-type: none"> 旧街道のサイン計画 新規のポットパークの整備 		
	旧街道のイメージアップ	ポットパーク等の整備					
	住民参加の促進	住民参加の体制・組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> 景観緑化推進委員会に設置しており、緑化推進作成の「フレット」等資料を配布している。助成制度の充実、緑化センターの設置、施設推進協議会の設置等は行っていない。 地域ふれあい公園は、地元自治会単位で維持管理を行っている。 環境基本計画の推進主体である「ふれあい・やすら」の自然に関する部会において、所属する委員が自然に関する知識、経験を活かせるよう育成している。緑の少年育成推進事業に対して、市から活動費を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総計 <ul style="list-style-type: none"> 年少層から緑に関心を喚起するなど、緑意識の醸成 ■環境基本計画 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の調査・情報共有、専門家等によるアドバイス、CSRの紹介等による自発的活動の誘導・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の調査・情報共有、専門家等によるアドバイス、CSRの紹介等による自発的活動の誘導・促進 ■新規施策 <ul style="list-style-type: none"> 年少層から緑に関心を喚起するなど、緑意識の醸成 フレットやサインなどの配布 現場観察会、調査会、工場見学などの実施 環境基本計画に緑化推進に関するポスター、写真、作文募集など 滋養集と連携した苗木、花の配布 		
住民参加の促進	住民参加の体制・組織づくり						
住民参加の促進	園地の育成						
緑の輪をひろげる	広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・企業への緑の基金リーフレットの配布、緑化功労者の表彰等を実施している。 環境基本計画推進会議と共同での野史技術講習会、ふれあいの森・滝の祭りの開催などの企画、市民参加型の緑化推進事業などを実施している。 環境基本計画による、緑化推進に関するポスター、写真、作文募集と表彰・展示、記念樹や苗木・花の種の配布等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境基本計画 <ul style="list-style-type: none"> エコスールの推進、市民・事業者・団体と連携した環境学習の充実 イベントの開催 生き物観察会やエコ遊覧 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布など広報の充実 自然観察会、講習会、エコ遊覧などの実施 環境基本計画に緑化推進に関するポスター、写真、作文募集など 滋養集と連携した苗木、花の配布 			
緑化意識の高揚	イベント等の開催						
緑化意識の高揚	コンクール・表彰制度						
緑化に対する支援	緑化基金の創設	<ul style="list-style-type: none"> 市役所、自治会・企業等に対する緑の基金協力を行っている。 野洲市開発行為等に関する指導要綱における緑化基準に基づく指導、建築協定に関する相談への助言、地域計画における公園・緑地の確保の検討、かき・さく等に関する基準設定等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総計 <ul style="list-style-type: none"> 民間発案事業における緑地環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続する施策 <ul style="list-style-type: none"> 緑の基金協力の実施 建築協定に関する適切な指導 建築協定、地区計画等の助言 ■新規施策 <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく緑化指導 緑化協定の締結 			
緑化に対する支援	条例・要綱等の制定						
緑化に対する支援	緑地協定の締結促進						

■ 現行計画の検証(旧中主町)

基本方針	基本的施策	施策の展開	これまでの取組み状況	上位関連計画の位置づけ	改定計画への反映方針
中主らしい緑を守る	水辺環境の保全	琵琶湖の保全	琵琶湖国定公園の管理や琵琶湖湖岸のクロマツは県が対応しており、ピワコマイアミランド内の緑地は、野洲市湖岸開発により適正に保全されている。 吉川緑地は、県による整備が完了している。	■総計 多自然型の整備手法などを取り入れた河川改修、多様な生態系がはぐくまれる空間となるような水田・農業排水路などの整備 ■都市マス 野洲川緑地、吉川緑地、家棟川緑地の維持・管理 ・河川における自然に配慮した整備 ・ピワコマイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場の維持・管理 ・琵琶湖岸一帯の景観資源の保全 ■環境基本計画 ・多自然型の川づくり ・湖岸におけるヨシ群落の再生	■継続する施策 琵琶湖国定公園の保全 ピワコマイアミランド内の緑地の保全 吉川緑地、家棟川緑地の維持・管理
		琵琶湖岸の緑地保全			■新規施策 湖岸におけるヨシ群落の保全 ■見直しを検討する施策 多自然型の護岸整備や河岸林の復元
		河川環境の保全			
	田園環境の保全	農業の振興と農地の保全	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律と多面的機能支払交付金制度により対応している。また、須原地先において農業用水路や田んぼを利用した魚のゆかり水田プロジェクトが行われている。	■総計 多自然型の整備手法などを取り入れた河川改修、多様な生態系がはぐくまれる空間となるような水田・農業排水路などの整備	■継続する施策 優良農地の保全 多様な生態系がはぐくまれる空間となるような水田・農業排水路などの整備
		用排水路の親水空間整備			
	社寺林の保全	兵主神社社叢林の保全	森林は、森林法に基づいて管理を実施している。 兵主神社の社寺林は、保存活用計画を策定して保全・維持管理方法等について検討する予定である。市指定苗村庭園についても保全・管理を検討する予定。	■都市マス ・大岩山古墳群史跡や御上神社、大笹原神社、兵主神社、錦織神社、永原御殿跡などの歴史的資源周辺の緑地の保全	■継続する施策 兵主神社社叢林の保全 保護樹、保護樹林の指定検討
社寺林の保全				■新規施策 ・(仮称)兵主神社庭園保存活用計画の策定と境内林の保全、適切な維持管理 ・景観重要樹木の指定検討	
親しみのある緑をつくる	琵琶湖岸の緑地整備	琵琶湖岸の緑地整備	ピワコマイアミランド内の緑地保全は県が対応している。 家棟川河口における内湖型ピオートの復元については、国が整備し県が管理している。	■都市マス ・河川における自然に配慮した整備 ・琵琶湖岸の緑地の維持管理 ・ピワコマイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場の維持・管理 ■環境基本計画 ・多自然型の川づくり ・湖岸におけるヨシ群落の再生	■継続する施策 琵琶湖岸の緑地の維持管理 家棟川河口におけるピオートの管理 ■新規施策 湖岸におけるヨシ群落の保全 ■見直しを検討する施策 多自然型の護岸整備や河岸林の復元
		ピオートの整備			
	緑の拠点の整備	吉川緑地の整備	吉川緑地、家棟川緑地は整備が完了している。(仮称)須原沼公園も、蓮池の里多目的公園として供用中である。江口川水環境の整備も完了している。	■都市マス 吉川緑地の維持管理 家棟川緑地の維持管理	■継続する施策 都市公園の整備 吉川緑地、家棟川緑地、江口川水環境の維持管理
		(仮称)須原沼公園の整備	県、琵琶湖リゾートネクレス構想の中で計画されたが、交流拠点整備については実施予定はない。		■見直しを検討する施策 (仮称)交流拠点施設等の整備
		近隣公園の整備			
		歴史公園の整備			
		家棟川緑地の整備			
		(仮称)交流拠点施設等の整備			
	身近な緑地の整備	街区公園の整備	新機工業団地内への中央公園の整備は完了している。 大栄地先の川で魚類の育成やプランター等を設置し緑化活動に取り組んでいる。	■総計 身近な公園・広場・緑地の保全や計画的な整備 ■都市マス ・既成市街地や郊外の集落地における広場等の整備・充実 ・新たに整備する住宅地を中心とした公園の整備 ・市街地における高齢者や障がい者、幼児・児童等の世代を超えた交流の場となる公園や緑地の整備	■継続する施策 都市公園の整備 集落内水路等での親水空間整備 ■新規施策 長期未整備都市計画公園の見直し 既存都市公園の再編 地域ふれあい公園の見直し
		児童遊園地・広場の整備			
		ポケットパークの整備			
		集落内水路の親水空間整備			
町を特徴付ける緑化	琵琶湖岸付近の修景緑化	琵琶湖国定公園や琵琶湖湖岸のクロマツの保全、ピワコマイアミランド内の緑地の保全等は県と県が対応している。 江口川、比江あやめ池、さざなみホール等においてあやめの緑化活動を行った。	■都市マス ピワコマイアミランドの維持・管理 ・寺社林や民有地の樹林地の、地域住民の協力による適切な維持・管理	■継続する施策 琵琶湖国定公園の保全 ピワコマイアミランド内の緑地の保全 保護樹、保護樹林の指定検討	
	神社・寺院周辺の緑化	保護樹等の指定はない。 さざなみホール敷地内の緑化整備を実施したが、北部合向舎周辺については、導入費用、維持管理費用等を考慮すると現状以上の緑化は困難なため実施していない。		■新規施策 景観重要樹木の指定検討	
	町役場・豊積の里総合センター周辺の緑化			■見直しを検討する施策 旧役場、豊積の里総合センター周辺の重点緑化 あやめの普及	
	あやめの普及				
身近な地域の緑化	公共施設・学校の緑化	教育施設については、周囲からの景観・遠慮に配慮した緑化とともに、特に身近な自然が体験できる樹林等を配置している。他、生態系の観察等を通して児童・生徒が自然の大切さを理解できる緑化が施設敷地内に存在する。 ・野洲市開発行為等に関する指導要綱における指導、建築協定についての相談等があった場合の助言、地区計画における公園・緑地の整備方針や、かき・さくら等について基準設定、野洲市生活環境を守り育てる条例による緑化規定による指導、工場立地法による指導等に取り組んでいる。	■総計 公共施設等での率先的な緑化推進 民間開発事業における緑地面積の確保 ■都市マス 道路緑化の推進 工場外周部の緑化推進 ■環境基本 公共施設の緑地保全	■継続する施策 開発指導要綱による指導 建築協定、地区計画等による緑化助言 学校施設の緑化 野洲市工場立地法準則条例による指導 ■新規施策 公共施設の率先的な緑化 条例に基づく緑化指導 緑化協定の締結	
	道路緑化				
	河川・水路沿いの緑化	歩行者の安全性やバリアフリーの観点から、緑化スペースを確保することは現実的には困難であり、道路の緑化は実施していない。			
	集落内の空間緑化				
	工業用地の緑化指導				
住民と共に緑を育てる	民間住宅の緑化	近隣景観形成協定の活用	近隣景観形成協定は、11地区の活用事例があるが、県内での活用事例が減少傾向にあることから、滋賀県において活用促進に向けた制度改善を検討されている。		■継続する施策 近隣景観形成協定の活用 地区計画制度の活用 滋賀県と連携した緑化推進活動
		地区計画制度の活用	地区計画における公園・緑地の整備方針や、かき・さくら等について基準設定、県の緑化推進事業による緑化等に取り組んでいる。		■見直しを検討する施策 ブロック単位の生け垣化
		苗木・緑化資材の配布	ブロック単位の生垣化は実施していない。		
	住民参加の緑化	花いっぱい運動の推進	各自治会が地域ふれあい公園の維持管理を行っている。 花いっぱい運動の推進、豊積千本ざくらまつり緑化事業の推進は実施していない。		■継続する施策 地域主体の維持管理 ■見直しを検討する施策 千本ざくらまつり緑化事業 花いっぱい運動
		地域組織・地域活動の活用			
	緑の普及啓発	広報活動の実施	自治会・企業への緑の募金リーフレットの配布、緑化功労者の表彰等を実施している。 緑の少年団の活動につき、市から補助金を交付している。	■総計 ・年少から緑に親しみ機会を設けるなど、緑化意識の醸成 ■環境基本計画 環境学習の支援、情報共有、専門家等によるアドバイス、CSRの紹介等による自発的活動の誘導・促進	■継続する施策 リーフレットの配布など広報の充実 「えっこ・やす」等を通じた自然教育 緑の少年団への支援による団体の育成
みどりの少年団活動の推進					